

地域子育て支援拠点を活用した障害児支援の可能性の検討

(平成19年度障害者保健福祉推進事業：調査研究)

報告者：渡辺顕一郎（日本福祉大学）

はじめに

【地域子育て支援拠点とは】

- 乳幼児とその親が自由に集い、相互の交流や地域との交流を通じた支えあいの場としての「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」などの子育て支援の拠点。
- 平成19年度から、つどいの広場や地域子育て支援センターは統合され、新たに児童館型を加えて「地域子育て支援拠点事業」として再編（末尾資料を参照）。
- 平成19年10月末には地域子育て支援拠点事業は4393か所に達し、『子ども・子育て応援プラン』に掲げられた全国6000カ所という設置目標の達成を目前に控えてもいる。



(写真：子育てネットくすくす)

【調査の概要】

- 地域子育て支援拠点事業のひろば型（682か所）の支援者、及びひろばを利用する障害児の保護者に対する調査（アンケート調査、及び5か所の先行団体へのヒアリング）
- 265人の支援者から回答を得た。また、子育てひろばを利用する障害児の親からは、62団体に属する132人から回答を得た。ただし、未だ障害児とその保護者の利用がないひろばもあることから、正確な回収率は不明。

1. 利用者に対する調査から

以下に示すように、障害児とその保護者にとって、地域子育て支援の拠点は一定の支援効果をもたらす可能性が示唆されている。

図 1： 子育てひろばを継続的に利用する理由（複数回答）

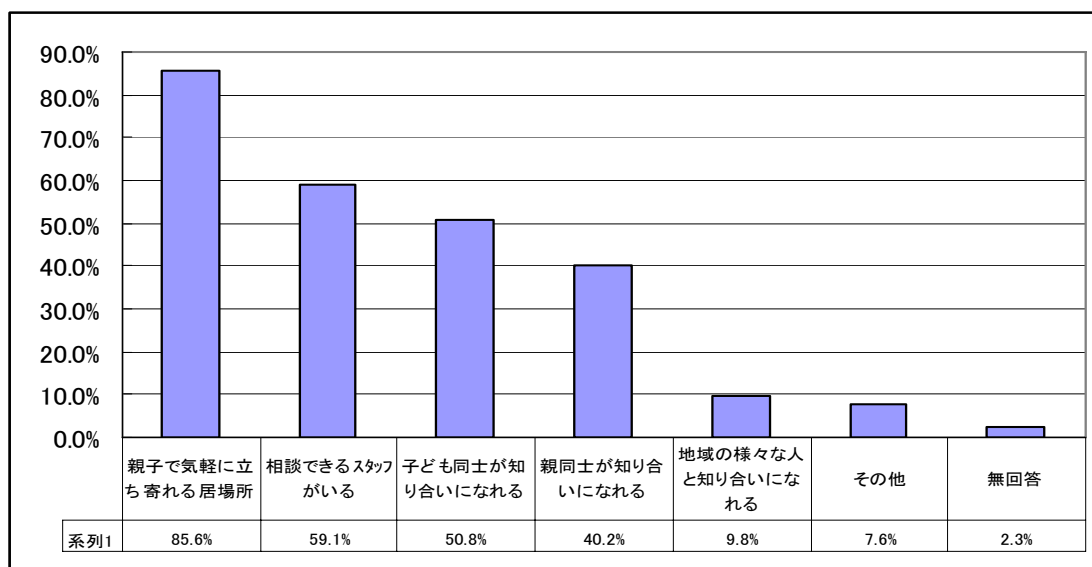
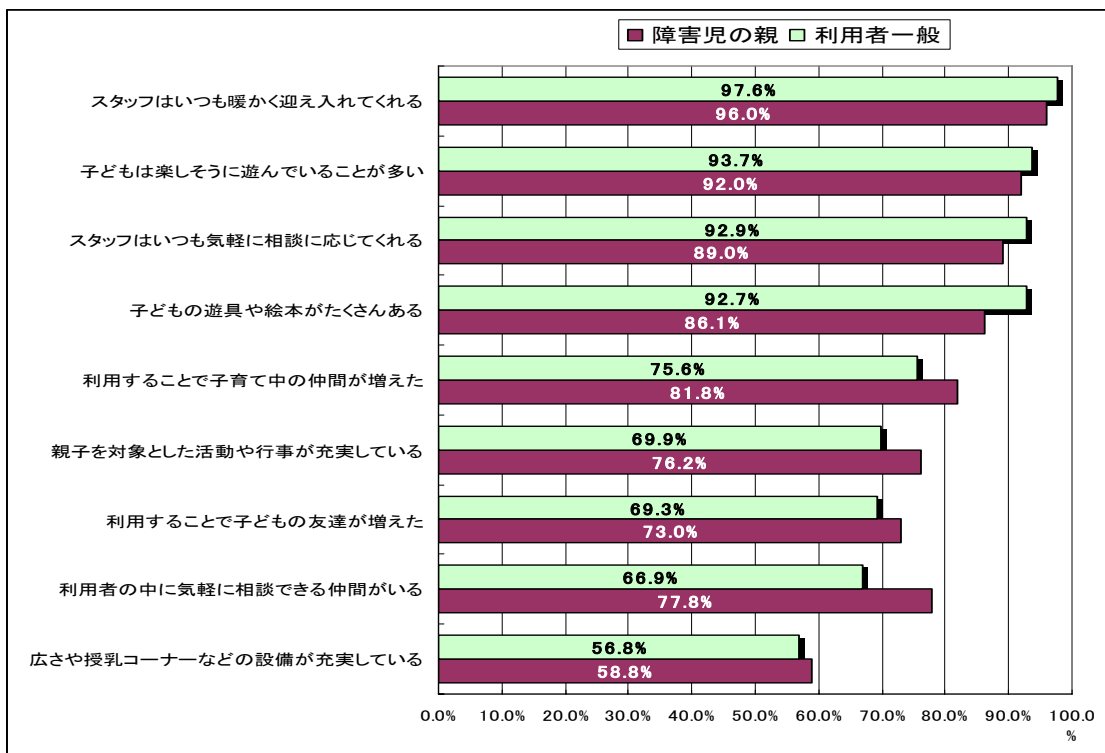


図 2： 【参考】子育てひろばで得ているもの（利用者一般と障害児家庭の比較）



※図-2については、一般家庭への調査（平成16年度調査）の回答者数は2022人であるが、今回は障害児の親に絞り込んだため132人である。また、表中の各設問の無回答比率は平成16年度調査が1.2%～3.8%であるのに対して、今回の調査では23.5%～25.0%と相対的に高い。調査年度も異なることなどを加味すると比較の対象となりにくい面もあるが、ここでは参考までにとらえておく。

【課題】

障害（あるいはその可能性）がある乳幼児の親は、診断が未確定であることによる戸惑いや不安、あるいは子どもの発達の状態や障害を親自身が受容するという課題を抱えており、それだけに心理的に揺れ動きやすい、不安定な状態にある場合が少なくないことが推測された。

ヒアリング等から伺えた利用者の意見

- ▶ 自分や子どもが受け入れられるのか不安だった
- ▶ はじめは障害があることを隠そうかと思った
- ▶ つどいの広場に行くにはとても勇気が必要だった
- ▶ 他の子どもに迷惑をかけるのではないかと思うと心休まらない
- ▶ 障害が軽くても、他の子どもと一緒に遊ばせていてとても気を使う
- ▶ はじめは「幼稚園どこ」と聞かれたらどうしようと不安だった
- ▶ 障害のない子どもの元気な様子を見るのがつらい
- ▶ 子どもが幼い頃は成長の可能性を信じていて、なかなか障害を認めたくない

2. 支援者に対する調査から

図3：過去に利用があった障害児の状況

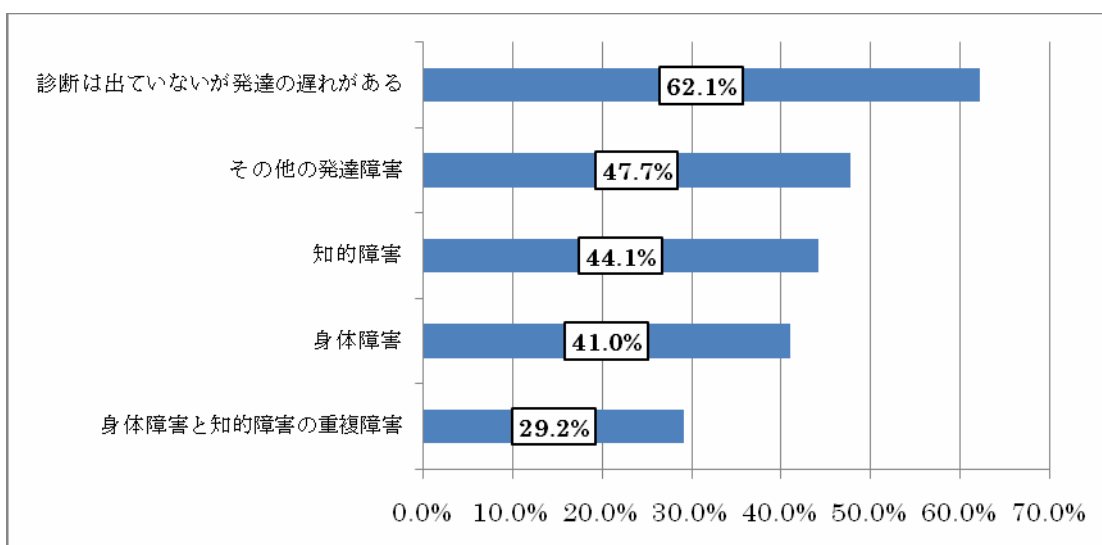


図4：支援者が見る効果（障害児とその親）

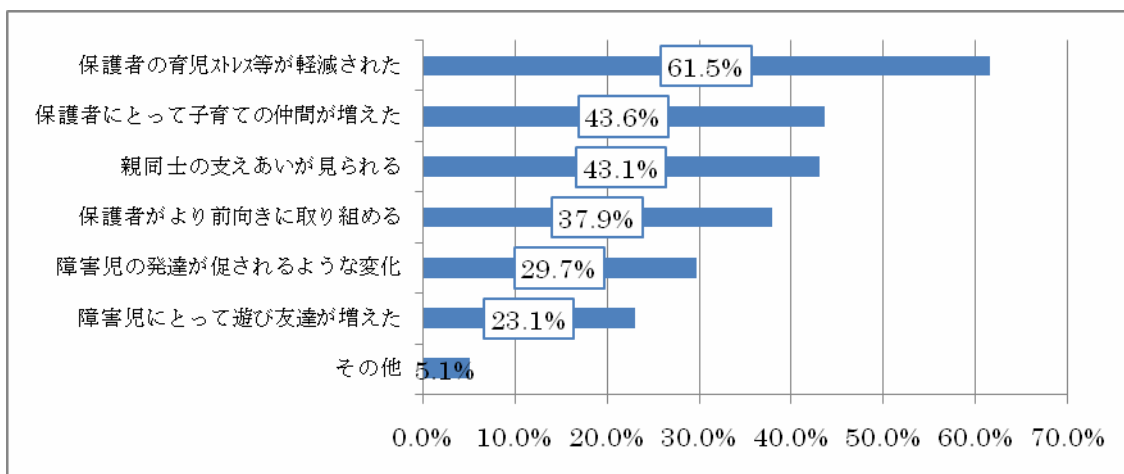


図5：支援者が見る効果（他の利用者）

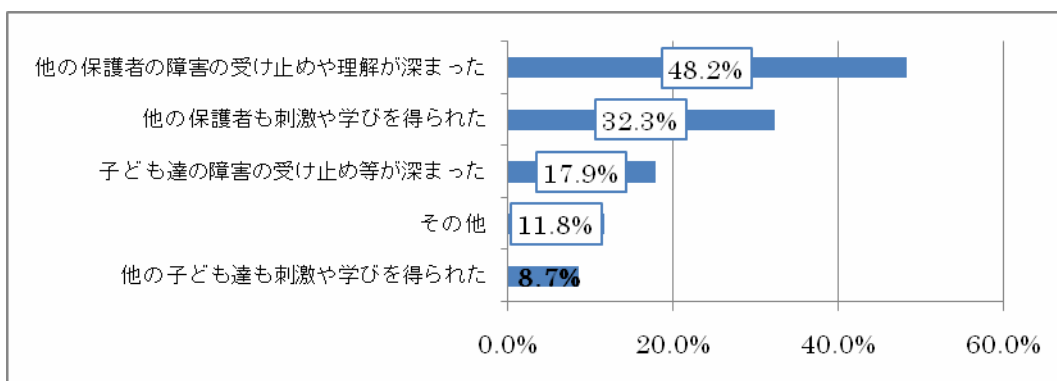
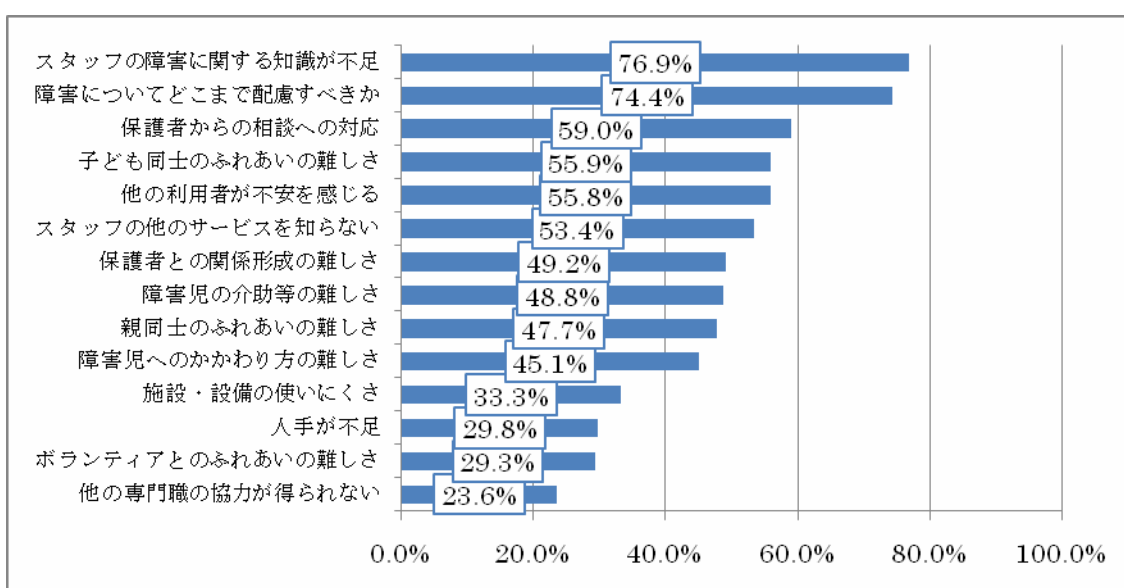


図6：支援における困難

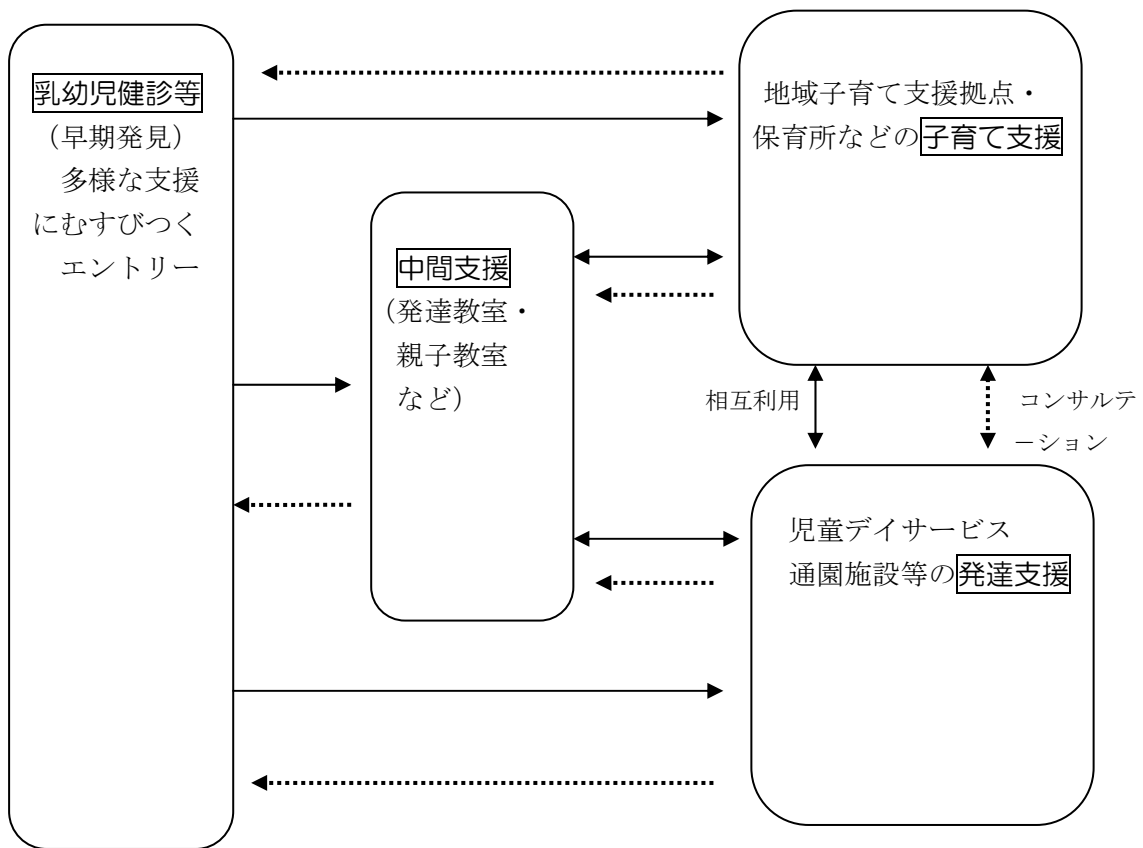


※グラフ中の比率は、表15に示した各項目の「よくあてはまる」「少しあてはまる」の和

3. 制度・政策面への提言

- 1) 児童福祉の予防的機能を担う拠点としての制度上の位置づけ
- 2) 地域の連携に基づく研修やコンサルテーション
- 3) 利用者を必要な支援に導く地域の体制
- 4) 中間的な支援の整備

【乳幼児期の支援体制】



※注

矢印 →

利用者（保護者）のニーズや心理状態に合わせて、サービスを利用する選択肢

点線の矢印 ←

利用者と積極的につながり、無理なくサービスに結びつけるためのアウトリーチ

補足：地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	児童館型
位置づけ	常設のつどいの場の提供	子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点	一定時間のつどいの場の提供
基本事業	子育て親子（概ね3歳未満の児童及び保護者）に対して ①親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て・子育て支援に関する講習の開催*		
実施形態	①～④の事業を、親子が気軽に集い、相互に語り合い交流を図ることができる常設の場において実施 任意の事業（加算） ・地域の子育て力を高める取組（中・高・大学生ボランティアの受入れや養成、世代間交流、父親サークルの育成など） ・出張ひろば（翌年度の常設ひろば開設のステップとして週1・2回程度の出張ひろばを開催）	①～④の基本事業に加え、地域支援活動（関係機関・団体との連携の下、親子交流や子育てサークル支援のために地域に向いたり、重点的に支援が必要な家庭に対応）を実施	①～④の事業を、児童館の学齢児が来館する前の時間を活用して実施 任意の事業（加算） ・地域の子育て力を高める取組（中・高・大学生ボランティアの受入れや養成）
開設日数など	週3日以上（1日5時間以上）	週5日以上（1日5時間以上）	週3日以上（1日3時間以上）
従事者	子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	保育士等（2名以上）	子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童館職員が協力
実施場所	公共施設内、商店街空き店舗、民家、アパートなど	保育所、医療施設、その他公共施設など	民営の児童館
実施主体	市町村（特別区を含む） 社会福祉法人、NPO法人、民間事業者などへの委託も可能		

*基本事業の④については、子育て親子だけでなく、子育て支援活動に従事することを希望する者なども対象に含む。